

第二十四回 参議院 法務委員会 會議録 第九号

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)午後二時四十三分開会

委員の異動

三月十三日委員石井桂君、野木品吉君、中川幸平君、青柳秀夫君、西川弥平治君、井上清一君及び中山福藏君辞任につき、その補欠として泉山三六君、大谷實雄君、大屋晋三君、西郷吉之助君、松野鶴平君、秋山俊一郎君及び岸良一君を議長において指名した。
三月十四日委員秋山俊一郎君及び岸良一君辞任につき、その補欠として井上清一君及び中山福藏君を議長において指名した。
三月十五日委員泉山三六君辞任につき、その補欠として小幡治和君を議長において指名した。
三月十九日委員大谷實雄君辞任につき、その補欠として中川以良君を議長において指名した。
三月二十三日委員井上清一君辞任につき、その補欠として長島銀藏君を議長において指名した。
三月二十四日委員小幡治和君及び長島銀藏君辞任につき、その補欠として泉山三六君及び井上清一君を議長において指名した。

委員

政府委員

警察庁刑事部長 中川 重治君
法務政務次官 松原 一彦君
法務省刑事局長 長戸 寛美君
法務省人権擁護局長 戸田 正直君
法務省入国管理局長 内田 藤雄君

常任委員

法務省刑事局長 西村 高兄君
最高裁判所長官代理者(事務総局長) 海部 安昌君
法務省刑事局長 桃澤 全司君

説明員

法務省刑事局長 桃澤 全司君
最高裁判所長官代理者(事務総局長) 海部 安昌君

出席者は左の通り。

委員長 高田なほ子君
理事 井上 清一君
一松 定吉君
龜田 得治君
宮城タマヨ君

議事に入る前に委員の変更について

御報告を申し上げます。三月十三日付法務委員の変更通知がございました。辞任せられました委員の方々は石井桂さん、野木品吉さん、中川幸平さん、青柳秀夫さん、西川弥平治さん、井上清一さん、中山福藏さん、以上です。続いてこれに対して次の方が選任せられました。泉山三六さん、大谷實雄さん、大屋晋三さん、西郷吉之助さん、松野鶴平さん、秋山俊一郎さん、岸良一さんでございます。同じく三月十四日辞任せられました岸良一さんに代りまして、中山福藏さんが選任せられました。同じく十四日秋山俊一郎さんが選任せられました。井上清一さんが選任せられました。同じく三月十五日、泉山三六さんが辞任せられました。小幡治和さんが選任せられました。同じく三月十九日大谷實雄さんが辞任せられました。中川以良さんが選任せられました。同じく三月二十三日井上清一さんが辞任せられました。長島銀藏さんが選任せられました。三月二十四日長島銀藏さん、小幡治和さんが辞任せられました。井上清一さん、泉山三六さんが選任せられました。以上御報告申し上げます。

本日開議に付した案件

○本委員会の運営に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○理事の補欠互選
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○派遣委員の報告
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高田なほ子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

議事に入る前に委員の変更について

御報告を申し上げます。三月十三日付法務委員の変更通知がございました。辞任せられました委員の方々は石井桂さん、野木品吉さん、中川幸平さん、青柳秀夫さん、西川弥平治さん、井上清一さん、中山福藏さん、以上です。続いてこれに対して次の方が選任せられました。泉山三六さん、大谷實雄さん、大屋晋三さん、西郷吉之助さん、松野鶴平さん、秋山俊一郎さん、岸良一さんでございます。同じく三月十四日辞任せられました岸良一さんに代りまして、中山福藏さんが選任せられました。同じく十四日秋山俊一郎さんが選任せられました。井上清一さんが選任せられました。同じく三月十五日、泉山三六さんが辞任せられました。小幡治和さんが選任せられました。同じく三月十九日大谷實雄さんが辞任せられました。中川以良さんが選任せられました。同じく三月二十三日井上清一さんが辞任せられました。長島銀藏さんが選任せられました。三月二十四日長島銀藏さん、小幡治和さんが辞任せられました。井上清一さん、泉山三六さんが選任せられました。以上御報告申し上げます。

○委員長(高田なほ子君) 本日の委員長の報告及び理事の報告について

簡単に御報告をいたします。本日の委員会の運営について御相談がございましたが、その第一は理事の補欠互選でございますが、これは事務的な問題でございまして、続いて訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の採決を本日はしたいと思います。

第三番目に派遣委員の報告、これは

諸般の事務的な手続が残っておりますために、第一班のみ本日報告をとることにいたしました。

第四に検察及び裁判の運営等に関する調査、これは

立正会成会の問題について概括を御質問申し上げたい、こういうふうに考えております。

続いて家事審判法の一部を改正する法律案は、

四月の三日に委員会を開きまして、午後一時から採決をしたい、こういうふうにお話し合いをいたしました。

同じ四月三日の委員会に、午前中に

幼児誘拐等処罰法案審査のために参考人の出席を求め、こういうことをお話し合いました。

さらに能代市の大火についての借地

借家臨時措置法案が提出されておりますが、これは本院に送付され次第委員会で審議をして採決をする、こういうことを委員長及び理事打合せといたしましては、お話し合いをして決定したようなわけでございまして、以上御報告を申し上げますが、以上御報告を申し上げまして委員の皆さん方に御了解をお願いいたします。

続きまして幼児誘拐等処罰法案につ

いての参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。幼児誘拐等処罰法案審査のため参考人から意見を聴取することとし、人選及びその他の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ない

と認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(高田なほ子君) それでは次

に理事補欠互選の件を議題に供します。理事の井上清一さんが一時委員を辞任されましたので、理事が一名欠員になっております。これより補欠互選を行いたいと思存します。互選の方法をいたしましては、その指名を委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ない

と認めます。委員長は理事に井上清一さんを指名いたします。

○委員長(高田なほ子君) 次に訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。まず政府から提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(松原一彦君) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員に対して

支給する旅費の定額の改訂に際し、民事訴訟、刑事訴訟等の証人、鑑定人等の日当及び宿泊料を約三割増額しようとするものであります。

御承知の通り、民事訴訟、刑事訴訟等における証人、鑑定人等の日当及び宿泊料の額は、訴訟費用等臨時措置法により定められていたものであります。が、これらの額は、その性質上、国家公務員が出張した場合の旅費の額を基準として定められております。

今回、政府におきましては、旅費についての支出の適正化を図り、旅行等の実情に即するようにするため、国家公務員が出張した場合にこれに対して支給する旅費の定額を改訂して、日当及び宿泊料については、その額を約三割引き上げることとし、別に国会に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。これに際しましては、民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の日当及び宿泊料、執行吏の取り扱ふ執行事件における証人及び鑑定人の日当並びに執行吏の宿泊料につきましても、国家公務員の場合と同程度の増額を行うことによりまして、現在の実情に即応させ、関係者の負担の適正化を図るようにするため、この法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(高田なほ子君) 別に御発言がなければ、本案につきましてはこの程度にいたしまして、次の議題に移りたいと存じます。

○委員長(高田なほ子君) 次に派遣委員報告の件を議題に供します。過日本委員会の決議に基きまして派

遣されました調査班のうち、第一班の板付基地勤務者の人権擁護問題、及び大村収容所の収容管理状況調査について御報告を願いたいと存じます。

同報告につきましては、調査の一員として参加いたしました関係上、私から御報告を申し上げたいと存じます。

派遣委員の第一班は、一松理事と私が岡田調査員を伴ひまして、福岡県の板付空軍基地と長崎県の大村入国者収容所の調査をいたしました。詳細は調査報告書として資料とともに調査室に備えおきますから、ごらんいただくことといたしまして、要約して御報告を申し上げます。まず第一に板付基地における調査でございますが、昨年十二月二十日と二十一日に基地の特別調査事務所、俗称OSIが、日本政府によつて間接雇用されて基地に勤務する日本人労働者九名に対し、その加入している全駐留軍労働組合の文化活動等について調査を行い、本年一月二十日軍は保安上の理由によつて、そのうち七名を含む十八名の間接雇用労働者を出勤停止処分にし、また軍の直接雇用する日本人労働者四名を即時解雇処分にするという事件が起りました。組合側は、軍は日米行政協定十二条五項及び十五条四項により、労働基本権については日本の法令に従うべきであるのに、OSIの調査は正常な組合活動に対する支配介入であるから、労働組合七条違反の不当労働行為であり、ひいては思想の自由を保障する憲法十九条を侵すものであると主張し、県当局といたしましては、今回の処分は労働七条違反のおそれがあり、日本側で保安上の危険容疑を調査するまで処分を撤回してほしい旨申し入れ、

十八名の間接雇用労働者については、日米基本労働契約付属協定六十九号に従ひ、労働管理事務所長としての意見を軍に提出するため調査中であり、四名の軍雇用労働者につきましては、雇用の立場から間接雇用と同じ措置を与えられるよう要望いたしました。が、軍側は調査の結果、日米行政協定三条の基地管理権、基本労働契約七条及びその付属協定六十九号一条a項(3)に基き、保安上の危険容疑確定と考へての処分であるから撤回できない、組合活動したから処分したのではないと説明している次第でございます。

この件につきましては、板付基地の司令官と労働連絡将校に直接面会いたしました。が、憲法上もまた国際的にも思想が自由であることは認めながら、OSIの調査の内容、それが思想調査であつたかどうかについては、終始ノー・コメントという態度で、今回の処分はもっぱら保安上の理由によるものであり、組合の文化活動などについては知つてもおらず、また興味もない。処分の撤回は付属協定六十九号に従ひ、日本側の調査報告が提出されなければ行われまいと認められ、ございました。

しかしながら県当局及び当事者の意見等を総合的に聴取の結果、本件については憲法違反及び労働組合七条違反の疑いが濃厚でありますので、日本政府として至急に適切な措置を講ずる必要があると考えます。

結局のところ日米行政協定によれば、第三条で基地管理権は駐留軍が持つておりますが、それも「管理のため

必要な又は適当な」と限定されており、同じく第十二条第五項の労働基本権については、日本の法令に従う旨の規定に違反しない範囲においてのみ行使されるべきものと思われ、日本の労働法規が無視されてはなりません。また日米基本労働契約付属協定六十九号による保安解雇の乱用によつて、労働基本権が侵され組合活動が封じられてはならないものと存じます。

第二に、大村入国者収容所における調査でございますが、ここは元海軍の施設を応急改造した旧収容所に女子を、昭和二十八年新設の新収容所に男子をそれぞれ分離収容して、昭和二十五年の末から九千五百余りの人をもつが、登録手續違反者の逆送還、一時は受入れの全面拒否、さらに不法入国者のみの送還再開などのいきさつがあつた。この日韓関係の悪化により昨年四月で送還中止となつたまま現在に至り、本来船待ちのための収容がかなり長期化し、現在千四百七十名余りを取り容れており、うち四百名余りは刑罰法令違反者、中でも殺人、強盗、麻薬、覚醒剤密造販売などの悪質累犯者となつております。韓国側はかねて李承晩ラ

引受人がある場合には、医師を指定してそれぞれ仮放免しております。問題は、戦前あるいは戦時中に徴用その他内地に渡り、そのままだに定住している夫や父や親戚を頼つて不法入国して収容された婦女子の取扱ひで、女性代表に面接いたしました際も身寄りや当て切望されまして、当局は人情としては気の毒に思われるが、不法入国者を釈放したということになると、今後ますます不法入国を誘致するのは過去の経験からも明らかで、現に四、五万と推定される未登録の不法入国者がかかへ、国費で移民まで奨励しているわが国としては、容易ならぬこととして反対をしております。

次に今回の調査の一つの動機ともなりました張東根傷害致死事件についてでございますが、これは昨年十一月十七日、同室の少年との口論から、少年と同郷の李万徳という者に難詰されました張東根という者が、翌日仕返しをして、逆に李外一名の加害被害者から、顔をなぐり腹部を強くけられたという暴行を受け、大村市立病院に入れたましたが、小腸の穿孔により化膿し、急性腹膜炎で二十日ついに死亡したというもので、現に長崎地方裁判所に係属中であり、被害者は北朝鮮人総連合会などでは、被害者は北朝鮮国希望者で、所内に潜入した李承晩系特務分子によつて虐殺されたとしておりますが、北朝鮮国希望の許吉松氏と面接し、またその報告書を読ましても、被害者は北朝鮮国希望者ではなく善良な密航者で、南北鮮の思想的対立に関連した事件ではないと言ひ、当局の説明によれば朝鮮総連の議長団の一人である金性律氏が顧問に行き

ました昨年九月中旬ごろから、北朝鮮
国希望者が続出し、これに伴い各棟階
下収容の密航者の北朝鮮排斥運動が起
り、一方仮放免に期待をつなぐ階上の
悪質犯罪者は、階下に対する自派の勢
力の強化上、進んで北朝鮮の庇護に当
り、当事者の収容されていった第五棟
においても、階上は完全に悪質犯罪者
の勢力下にあつたので、少くとも南北
対立による不祥事を階上において引き
起すおそれはなかつたようで、結局単
なる個人的、偶発的な事件であつたよ
うでございます。

しかしながらこの事件を契機として、
各棟の北朝鮮派は、南朝鮮派との分離収容
による身辺の保護方を強く要求したと
いうことでございまして、その後昨年
末には北朝鮮派に対する南朝鮮派の暴行事
件が発生しております。この事件は、昨
年十二月二十八日、前に述べました朝
鮮総連の長崎県本部議長が、在日朝鮮
人から集められた救護物資の差し入れ
に來訪しましたので、その配分を各棟
代表及び許吉松氏にはかつたところ、
三十一日に至り許吉松氏が第一棟にも
五十名くらい希望者があると漏らした
ことから、一棟の南朝鮮派が内部分裂をは
かる陰謀であるとして、一棟十一号室
の許外八名に手当り次第の集団暴行を
加えましたので、当局も実力行使し
て南朝鮮派加害者十二名及びその後のす
わり込み首謀者十六名を隔離したと
のこと、被害者側から告訴の申し出
もありましたが、当局並びに各棟代表
の調停により同民族間の事件であるの
で大乗の見地に立つて和解し、告訴し
ない旨誓約が行われました。

なお南北両派を混合収容するときは
両派の摩擦は避けたい客観情勢にあ
つたので、本年一月七日に至り北
朝鮮国希望者六十二名を一棟階下に集
結収容することになり、その後も昨年
末に行われた韓国希望者を歓迎する旨の
南日北朝鮮外相の声明、本年二月に入
つての日赤代表団と朝鮮赤十字会との平
壤会議など外部の情勢によつて北朝鮮派
は増し、現在八十二名に達している
こと、今後南北の対立は必ずし
も激化を許しませんし、また当局が連
絡折衝の相手として各棟代表が強
盗、窃盗、麻薬取締法違反などの前科
を持つ者であることは、自主的に選出
されたものとは言え適當とは考えられ
ず、大村収容所も、結局は今後の国交
回復、南北の統一など外交ないし国
際政治によらなければ、根本的には解
決されない問題をばらばらしております。
以上で第一回の報告を終ります。
速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高田なほ子君) それでは速
記をつけて下さい。

本件につきましては御質疑もあろう
かと存じますが、一時中止をいたしま
して、下級裁判所の設立及び管轄区域
に関する法律の一部を改正する法律案
の審議を行いたいと存じますが、御異
議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高田なほ子君) 御異議ない
と認めます。下級裁判所の設立及び管
轄区域に関する法律の一部を改正する
法律案を議題に供します。本案につ
いて御質疑のあり方は御発言をお願い
いたします。御質疑ございませんか……
では御質疑がなければ質疑は
終了したものと認めまして、これより
討論に入ります。御意見のありの方

は賛否を明らかにしてお述べをお願いま
す。御意見はございませんか……な
ければ討論は終局したものと認めま
して、これより採決に入ります。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関
する法律の一部を改正する法律案を周
題に供します。本案を原案通り可決す
ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高田なほ子君) 全会一致で
ございまして、よつて本案は全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なお本院規則第四十条により本会議
における口頭報告の内容、第七十二条に
より議長に提出すべき報告書の作成等
につきましましては、慣例によりこれを委
員長に御一任願いたいと存じますが、
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高田なほ子君) 御異議ない
と認めます。よつてさうに決定いた
しました。

それから報告書には多数意見者の署
名を付することになっておりますが、
本案を可とされた方は順次御署名
をお願いします。

多数意見者署名

亀田 得治 羽仁 五郎
岩沢 忠恭 市川 房枝
中山 福蔵 井上 清一
一松 定吉 小林 亦治

○委員長(高田なほ子君) 速記をとめ
て下さい。

〔速記中止〕

○委員長(高田なほ子君) 速記をつけ
て下さい。

先刻に引き続いて派遣委員報告の件
を議題に供します。先ほどの報告に基
き御質疑がございましたら順次御発言
をいただきます。

○亀田得治君 若干板付の報告事項に
関連して政府側に質問いたします。こ
ういふ事件が起きた根本は板付関係の
アメリカ軍が日本の法律を尊重しな
い、そつうところには私は根本的な問
題が横たわつておると思つたので、事
実関係といたしましては、この基地の
労働者が一般の日本の労働組合の人が
やつておるような、労働組合員として
の活動をやつていた。それだけに過ぎ
ないのである。この問題をもつと追及
するには、しからばどういふ行動をやつ
たかといふところまで明確にしていま
さなくちゃならないわけですが、単に
それだけの点に対してアメリカ軍の方
でこれを曲げて、そつういふ行動を觀察
する。こつういふことがおそくなされ
たのだと私は考えます。あるいは
何らかの理由、たとえば労働組合
の活動に非常に熱心だとか、あいつは
氣に食われぬといふことがあるいは動
機であつたかもしれないが、ともか
く普通行われておる行動しかやつてお
らぬといふことは、これは福島の県当
局だつて認めておることなんだし、人
間の行動ですから、これを色めがねで
見ればどういふことなんでしょう。こ
の問題はこつういふことなんでしょう。
そつういふ問題で日本の労働者が首を切
られたといふことになれば、調達庁な
どのその直轄の関係の日本の機関とい
うものは、これは強くアメリカ当局に
対しそれはけしからぬといふ立場か
ら、問題の解決に積極的になり出すべ
きものだと考えております。私はまあ

調達関係の責任者が本日はおりません
ので、そつういふ面の討論は後ほど少
しするかもしれませんが、一応第二段に
本日はしたいと思つた。

そこで法務当局に一つこの問題に関
連してお尋ねたいのは、この事件が
裁判所の事件に発展いたしました。不
当にアメリカ軍から解雇された四名で
すね、山口、船越、中尾、小倉、この
四名が一月三十一日に福岡地方裁判所
に対して身分の仮処分申請をいたしま
した。つまりことしの一月二十日付で
解雇されたその解雇の意思表示の効力
を停止してくれ、こつういふ仮処分申請
を福岡地裁に出したわけですが、これは
当然行政協定等から考えましても、日
本の民事裁判所が扱ひ得る問題であり
ます。で、こつういふ事件を出しまして
従つて裁判所からは、米軍側のレーマ
ン大佐、この人に対して口頭弁論を開
くから出頭してもらいたい、こつうい
通知を出しておるわけですが、ところが
第一回日にはその裁判所から来る書類
自身を受け取らない、こつういふ問題が
起きておるわけなんです。書類自身を
受け付けない。こつういふことに対し
てこれをどう見るかといふことは、こ
れは別個の問題として、日本の正規の
裁判所から来るその口頭弁論の通知書
自身を受け付けない。こつういふ態度に
出られたわけなんです。これははなはだ私
もつてはかだと思つたので、それ
ははなはだ行き過ぎだと思つたので
か、第二回日のその呼び出しに對しま
しては、書類は受け取つたようであり
ます。しかしながらこつういふ口頭弁論期
日に出ていくことは拒絶する、書類は受
け取つた、こつういふ態度に出て來たわ
けです。私はこれはもう米軍自身が日

本の法律、ひいては日本の主権です、これを破壊する行為に出ておるものである、こう考えるのです。私は法務関係の直接の問題だと思ひますので、法務当局ではこういうことをされて一体これで引き下ろすのかどうか、この点についてまず一つお尋ねをしてみたいと思ひます。

○政府委員(松原一彦君) 先般この問題に關しては、牧野法務大臣から若干のお答えを申し上げたかと聞いておりますが、私は直接お聞きませんでした。ただいま入院中でございまして牧野法相の意見を私まだその後たゞしておりません。ただ法理上の解釈につきましては、政府委員の側から答へさせていただきますかと思ひます。以上申し上げます。

○説明員(桃澤全司君) 私からお答へするのが適當かどうか、また私にわからない点もございまして、いづれ機会を改めてこの問題に對する法務省としてのいろいろな解釈を申し上げるようになるかと思ひます。以上ですが、結局は行政協定の解釈の問題であります。この点アメリカ側と日本側との間にこれまで教次折衝を重ねておると聞いております。直接この解釈の問題につきましても、単に法務省ばかりではなくて、あるいは外務省、またこの問題のものは先ほど亀田委員からお話のありましたように直接雇用の問題でございまして、その關係から申しますと労働省も關係がある、かようないきさつになっております。私の聞いておりますところでは、大体日本側の方では、やはりアメリカ側も裁判所には出なければならぬというふうな解釈になっておると聞いておりますが、ア

メリカ側の方はそうではないというところで、ただいま申し上げましたように相當折衝がなされてゐるということとございまして、あるいはその辺の事情は外務省の方からお聞き願へれば非常にわかりやすい問題ではないかと考えられます。なお冒頭に申し上げましたように、本日主管の者がおりませんので、その点よく打ち合はせて次回の機会に述べさせていただきますかと思ひます。

○龜田得治君 これははなはだたよりない御答へになるわけですが、そんなに私はむずかしい問題ではなからうと思ひます。これはきわめて明確に板付基地の米軍の諸君が横車を押しておる、こう考えるんです。でもう一步進んでその仮処分の申請がありまして、その結果三月二十三日に福岡地方裁判所がこの仮処分の判決をいたしてあります。その判決によりまして、結局これは不當労働行為のにおいが強いというところ、解雇の意思表示の効力を停止する、こういう判決をいたしました。で、ここまで事態が進んでくると、一体これをどう取扱うか、送達を受け取る受け取らないとか、口頭弁論に出る出ないという段階であればまだいいんですが、同じようなゴリ押しを判決自身に對してなされるというところにあります。これはもう日本の裁判機構そのものを無視していくと、こういう結果になりますよ。こういう判決がおりておることはおそろくすでに御存じでしょうが、どのようにこの判決と今までの米軍の横車との關係をお考えになりますか。

○説明員(桃澤全司君) おそろくそういう非常にむずかしい問題が起きてくることは想像されるのでありますが、私どももいたしましてはまだ刑事事件になっておりませんので、刑事局としては三月二十三日にそのような判決があったことも存じておりません。しかしこの裁判権問題というところになりますと、法務省全体として考えますならば、これに對する措置も考えなければならなりませんし、またこれまでよりより關係當局との間でいろいろ話し合いが行われてゐるというところは私も聞いております。従ひましてお話のような判決があったといふことは、その後の取扱いをどうするかというところは早急にまた關係省が集まりましていろいろ討議するということになると思ひます。結論的に申し上げますと、結局はこれは外交問題ということ、外交折衝、これも私もう覚えて正確に申し上げかねますが、合同委員会で大いにもまれている問題ではなからうか、かように考えております。

○龜田得治君 これは桃澤さんを相手にして議論しても仕方ないかと思ひますが、あなただけしかおられないので、それから首切られても数カ月たつて非常に困つておる人もたくさんおるわけですよ。そういう意味で私は、本来ならばあつてでもいいかも知れませんが、もう少し申し上げたいのですが、外交問題というふうにおつしやるのですが、私はそういう考え方で処理されたら困ると思ひます。これはもうはつきりした法律問題ですよ、相手がゴリ押しをする、ゴリ押しをするそこを紛争的な状態になるから、じゃそれを日米合同委員会等で取扱いということ、ほかへ送つてしまふ。こういう態度に出られるということは、そ

ういう態度自身が、私ははつきり言へばみずから日本の主権というものをなぐさしにするものかと思ひます。そんな私は不明確な問題ではなからうと思ひます。もしそういうことなら、一体福岡の地方裁判所というものは何をしておるかということになる。これはどうせそういう關係が出てくるおそれがある問題ですから、裁判所自身としたつて相当これは慎重にやつておりますよ。しかし法律的にはなにかこういふ赤えがあらばいたし方がないということ、それを肝心の法務当局の人がそういう弱い態度をとられたのでは、日本の法律を守らうという信念でやつておられる裁判官というものは立つ瀬がないですよ。だからそんな政治問題とかそういう考え方は私は私にはないと思ひます。法的に考えて、これが日本の裁判所が取扱う事件じゃないということが明確なら明確にして下さい、仕方ないから、それなら。しかしあくまでもこれは福岡地裁なり、みな同じような意見です。これは当然こちらに裁判管轄権がある。そういうことになれば、これは法律問題でしょう、単なる。外交折衝とか、政治折衝等にまかすべき問題ではない。そういうことが許されたら、またほかに波及しますよ、この問題は。日本の裁判所ではどうもやむやみになるやうだといふふうな氣持を相手方に与えたのでは、ほかでまた類似の事件が起つてくる。実際はこれに類似した事件が相当たくさん起きておるのです。ここだけではない。この組織が非常に強いですから、これに對して訴訟費用等を使つても一つ反発しようという態度に出てきておるだけなんです。

すよ、これは。これはそういう意味で、今桃澤さんがおつしやつたそういう考え方で、法務大臣等にいろいろな知識等を与えてもらつては困ると思ひます。どうですか。松原さんも一つ答へして下さい、重大問題ですから。

○委員長(高田なほ子君) 松原さんはあとでございませうか……

○説明員(桃澤全司君) 龜田先生のおつしやることは私もよくわかるのでございまして、問題は日本の裁判権の問題ではなくて、行政協定の解釈問題がアメリカ側と日本側と違つておるといふことなんぞございまして、この解釈をどうするかという点で、おそろく合同委員会で大いに論議しなければならぬという關係になっております。かように考えてます。

○政府委員(松原一彦君) 龜田さんにお願ひしますが、実は大臣も入院後のお話で、今のあなたのお話によると、うと、判決があつたといふことは聞いておらんと思ひます。結論も今申し上げるのは早過ぎる。どうして解決するかというほどのことまでには、省内でまだ研究しております。率直に申し上げて、それでもう少し時間をかけていたゞいて、今のような、二十三日に判決があつたといふことでありますならば、省内において十分研究した上で御答へ申したいから、きょうはどうぞ一つお延ばしを願ひとうございませう。

○龜田得治君 これは十分一つ検討してもらいたゞいて、今の判決も一つ取り寄せてもらつて、私も非常に重大視しまして、判決の送達がしからば一体どうなつたかという点も調べておるのです。それで本日の電話連絡に

よると、きよう福岡地裁の判事は、執行吏に命じて送達をさせる手続をとつたといふことです。しかしながらその相手方は、その判決を受け取つたかどうかといふ点についてはまだ報告がございせん。だからともかくこういう段階ですからね、これは一歩取扱いを誤まると、非常な問題に私はなつてくると思ふのです。それから同時にこの問題はそういう法律的な点だけじゃないに、一方ではともかく首切りをされて、給料がもらへんで困つておる人がおるわけなんだ。この人の立場も考えて、そして裁判所としては、争いのもう少し決定的な判決は最後にするが、とりあへずどうもこれは不当労働行為の疑いが強いから、一応身分回復をやれ、ということとは給料も払うべきだ、こういうことなんですね。だからよほどじゃないとこんな判決までしませんが、これは実際のこと、常識で考えたつてね、気の毒だといふことでできてゐるわけです。だからその実際の解決も早くできるように、これは法律的な問題と同時に、やはり考えてほしいと思ふのです。そういう立場から、一つこれは法務当局だけではいかないかも知れませんが、法務省並びに労働、調達関係等ともよく御連絡願つて対策を考えてほしいと思ふのです。で、あさつてふたたびこれは質問いたしますから、それまでにほかの省とも御連絡を願つて、十分一つ日本の主権を守る、そういう立場でよく一つ検討してきてもらいたい。このことを要請いたしておきます。

○中山福蔵君 これは非常に重大な問題だと思ふのですがね。しかしその裁判があつたという、今の亀田委員からの仰せですが、私どもはできるならば委員長の手を通じて、その裁判の記録といふものの謄写を、資料として私ども各委員に手えてほしいのです。これは単に一件として見ることはできないと思ひますね。日本の司法権といふものがどれくらい尊重せられてゐるかという問題も、やはりこれに牽連してゐると思ひますから、できるならばその資料を一つ私どもに配付していただければ大へんけっこうだと思ひますから、そのことだけお願いしておきます。

○委員長(高田なほ子君) 中山委員からのただいまのお申し出はまことに御もつとも、かつ重要な問題であると思ひますので、即刻各委員のお手元に御配付いたしますように善処いたしませう。

○亀田得治君 ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(高田なほ子君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(高田なほ子君) じゃ速記を続けて下さい。ただいまの問題に、質問に關連して、ちよつと法務当局の御意見を伺わしていただきたいと思ひます。今回の福岡地裁の救済命令は、当然に日本の政府として遵守せらるべきものだといふふうに亀田さんも非常に強い御意見があり、私もまた当然だと思ひわけです。それで伺ひたいことは、日米合同委員会では各種の分科会がございしますが、法務当局の意見を日米合同委員会に反映させるために、当問題は別として、今日までの経過はどういう経過を歩んで来たものか、その点を説明していただきたいと思ひます。

○委員長(高田なほ子君) 速記をつけして下さい。

○政府委員(長戸寛美君) 日米合同委員会の分科会には、私どもの法務省の秘書課長である津田實が委員長として出ておりまして、そのほかに私あるいは勝尾参事官等が省側として出ておるわけでございます。この問題についてはまだ分科会にはかかつておりません。

○委員長(高田なほ子君) さらに質問いたしますが、法務当局からもそれぞれの方が出られて、アメリカ側に日本側の意見を反映していられるように伺つておりますが、私のお伺ひしたい点は、日本側の主張といふものは相當に強く反映され、全面的にこれが受け入れられて来ていたものかいないものか、今日までの二、三の経過を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(長戸寛美君) 分科会におきましては、日本側としては主張すべきものは強く主張いたしまして、その貫徹をはかるように努めて参つております。ただその主張を通すためには、あるいは日時が相当かかるというふうな問題もございしますが、その間も折衝を続けまして、こちらが大事な点は折れるといふふうなことの無いようにいたしております。

○委員長(高田なほ子君) さらに質問いたします。各分科会における今日までの経過を見ましても、なかなか分科会に問題が入り込みますと、事件の解決が遅延される傾向があります。法務当局の問題ではありませんが、労働問題等については長きにわたつて、もう一年またはそれ以上の年月を要しながら何らの解決もされておらない、こういう状態をみるのが實際問題としてあるわけですが、法務当局として今日まで年々要してなおかつ貫徹できない、日本側の主張が通らない、そういうふうな経過がございしましたら、その原因等について説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(長戸寛美君) 先ほども申し上げましたように、日米合同委員会の分科会におきましてかなりの年月を要するものはございします。これは軍の方でも陸海空三軍というふうなものがあります。關係から、それぞれの徹底をはかる、たとえばある事項をきめまして、それをこちらでもまた先方でも未端まで流すといふふうな措置を、合せとるような場合におきましては、若干かかるというものがございします。しかし日数がかかるからといってこちらの主張を折れる、早くするために折れるといふことは、これは大事な問題で避けなければならぬといふふうなことで、われわれとしては、こちらがどうしてもあくまでも主張すべきものであるといふふうなものには、日にちをかけてもその間の妥結をはかりたい、こういうわれわれの態度でございます。今現在一年をこえるものがあるかどうかというお話でございますが、これは今頭には記憶ございせん。

○委員長(高田なほ子君) 席には松原政務次官もお見えになつておりますので、強く御要望申し上げたいことは、日米合同委員会においての分科会にかかつておる問題というものは、松原政務次官も御承知のように、教育問題に

してもなかなかその解決は遅延に遅延を重ねて、日本側の主張というものは必ずしも対等の立場で通つておりません。ぜひただいまのこの福岡地裁の救済命令というものは、私どもの立場から考へるときにことに重大な問題でありますから、ぜひ法務当局において一刻も早く省内の意見を調整せられ、合同委員会にアメリカ側に対しては、強く今日われわれの発言が反映できるように、特段の御努力を強く懇請いたしまして、私はこれで質問を終ります。

〔委員長退席、理事井上清一君着席〕

○中山福蔵君 ちょっとお伺ひしておきますが、法務省の方々に、これと同じような場合がこれまでしばしばあつたんじゃないございせんか。全然これは初めてですか、ちよつとお伺ひしておきます。

○理事(井上清一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(井上清一君) 速記を始めて下さい。

○説明員(桃澤全司君) これと同様な事件はございせんが、似通つた例が一つございします。私もここに詳細記憶はいたしておりませんが、青森県の三沢基地で、やはり直接雇用を受けていた雇用人であります、これがエビのなま煮を出したといふことで解雇された事件があります。これに対して、たしか不当労働行為であるといふことで、青森県の労働委員会に対して救済の申し立てをいたしました。労働委員会はこれに対して救済命令を出したのでありますが、これに対してアメリカ

力軍側の方で、軍と申しますか、はっきりしない点がございしますが、アメリカ側の機関でこれに承服しない。そのために、承服しないだけで、中央委員会に上げる手続きもとらないために、そのまま確定して、確定に従わなかったというので裁判所にその旨の通告があり、裁判所でこれに対して科料に付するかどうかという裁判をいたしたのでありますが、たしか本年一月あるいは二月に入っておったかと思いますが、日本側にはこの点の裁判権はないんだという事で科料に付さないという裁判があった例が一つございします。

○中山福蔵君 非常に参考になると思うのですが、それは、今のお話の場合も、管轄権があるかどうかということが、これが第一にきまらなければならぬ問題であって、管轄権の有無によって判決をなされるかどうかという問題が起ってくるわけですが、第二次的にそれは非常に参考になる問題だと思ふのです。それを取り調べて次回に一つ明確にその原因、経過を御報告願えんでしょうか、いかがですか。管轄権の問題がこれに含んでおりますから、それは非常に私も参考になると思ふのです。

○説明員(桃澤全司君) 先ほど申し上げましたように、次回に私も法務省としての見解をよくまとめまして答弁申し上げます。

○中山福蔵君 それは私の今申し上げたのは、青森県のことを申し上げたのです。それをはつきりとお示しを願いたいというところをお尋ねしたのでありますが、できますか、次回に。

○説明員(桃澤全司君) 承知いたしました。

○高田なほ子君 お尋ねをいたします。私も実は実際に参りまして調査をした者の考え方として、OSIの思想調査は、まことに常識では考えられない、度を過ぎた以上の状態であることを確認してきただけであります。なかなか三十分も繰り返し繰り返しカン詰のようにして調査をした結果、最後になつて今回の調査のことは絶対に他言してはいけないというのを言われた者もあるし、そのことをほかにもし漏らしたならばすぐ私の方にわかるからしゃべらないようにと、こういう具合にして調査をしたあとに、むしろ脅迫的な言葉でとどめを刺されておるようでありまして、しかもその調査した内容は、いづれも組合の文化活動とか、それから役員の名前だとか、あなたは何党を支持するとか、はなはだしきに至つては、松本治一郎を知っているかとかというような、私どもの常識としてはとらえて了解することのできないような調査が行なわれております。これは明らかに基本的な人権というものを無視されておるというところを考へられるわけでございますが、こうした日本人の基本的な人権が極度に抑えられているというこの事実に対しては、政府当局としても相当立ち上らなければならぬのではないかなんぞ、当法務委員会の主たる目的は、人権を守り抜くというこの一点をはずしたならば、私は参議院の法務委員会としても何の面目があるかというように言いたいわけでありまして、こうした不当な人権じゅうりんに對して政府の所信を伺いたいと思ひます。松原さんにお答えを願ひます。

○政府委員(松原一彦君) お話の通り、すでに法務大臣も先般衆議院の社務委員会でも、まことに不愉快なことだとお答えを申し上げております。私も、承りますまでもなく、まことに遺憾なことだと思ひます。ただし、御承知のような複雑した関係を持つておりますので、今回裁判でそのような判決もあつてみれば、ここに一つの解決の糸口もあるのじゃないかと思ひますので、せいで御質問の御趣旨に沿うように内部におきまして努力して解決に努めたいと思ひます。今日は責任者が参り合せておられますので、どうか次回までお待ちを願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 次回までお待ちを願ひますという御答弁でございますが、これは待つ待たないの問題ではなくして、政府当局の所信を尋ねておるわけでありまして、松原政務次官は法務大臣に代りまして、こうした人権じゅうりんの立場に置かれておる人たちのため、広く言えば日本人の人権を守り抜くというその建前における松原政務次官の所信を質しておるわけでありまして、再度御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(松原一彦君) 申し上げるまでもなく、日本人の人権を守りますことにつきましては、私どもは全責任を負うつもりでおります。

○高田なほ子君 重ねて申し上げますが、組合活動に対するアメリカ軍側のこうした不当介入、不当弾圧に對して、当然これは排除しなければならぬ。しかし、これは単なる空論ではなくして、日米行政協定の第十二条及び第十五条には、明らかに正当な労働組合運動というものについても認めて

○政府委員(松原一彦君) 組合であるに、それが規定されております。にもかかわらず、こうした現実問題が起つておることに對して、日本の政府としては当然この軍側の不当な労働組合に對する弾圧というものを排除するように具体的に進めていただくというところを、これに對しての政府の御所信を一応承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(松原一彦君) 組合であるに、それが規定されております。にもかかわらず、こうした現実問題が起つておることに對して、日本の政府としては当然この軍側の不当な労働組合に對する弾圧というものを排除するように具体的に進めていただくというところを、これに對しての政府の御所信を一応承わつておきたいと思ひます。

○高田なほ子君 強い御所信に燃えた御答弁を伺いたしましたが、重ねて人権擁護局にお尋ねをしたいと思ひます。福岡人権擁護局の方々と本問題についてお話し合いをいたしました。しかし、人権擁護局当局のお答えによれば、私どもとしてはなんにもまだ当事者から訴えがありませんので、手をつけておりません。こういうような御答弁でありました。しかしこの御答弁は、なるほど何らの申し出がないからやむを得ないというふうに一応受け取れるのでありますが、実際問題として本問題としてはずすでこの問題を重視されて、本問題の解決のために相当の努力を払つておられる、そういう渦中にありながら、こうした人権じゅうりんの立場を訴へがないとか、申し出がないという単なる理由でこれを取上げなかつたというところは、怠慢のそしりを免れないのではないかと、ふりに私は考えます。で、私ども委員の者が観察してから後、ようやくにして

○高田なほ子君 強い御所信に燃えた御答弁を伺いたしましたが、重ねて人権擁護局にお尋ねをしたいと思ひます。福岡人権擁護局の方々と本問題についてお話し合いをいたしました。しかし、人権擁護局当局のお答えによれば、私どもとしてはなんにもまだ当事者から訴えがありませんので、手をつけておりません。こういうような御答弁でありました。しかしこの御答弁は、なるほど何らの申し出がないからやむを得ないというふうに一応受け取れるのでありますが、実際問題として本問題としてはずすでこの問題を重視されて、本問題の解決のために相当の努力を払つておられる、そういう渦中にありながら、こうした人権じゅうりんの立場を訴へがないとか、申し出がないという単なる理由でこれを取上げなかつたというところは、怠慢のそしりを免れないのではないかと、ふりに私は考えます。で、私ども委員の者が観察してから後、ようやくにして

人権擁護局がこの問題に立ち上つたやに承わつておるわけでありまして、なぜ人権擁護の責務を果たさなければならぬ福岡の擁護局の方々が、手をつかねておられるのか、私はまことに了解に苦しむところでありまして、あなた中央におられまして遠い福岡の御事情等については一々御報告がないけれども、もう少し活発な活動ができませんか、なぜ手をつかねなければならぬのか、その原因などについて、私の了解するような御答弁をわづらわしいと思ひます。

○政府委員(戸田正直君) お答えいたします。福岡の法務局でこの事件が申告がないから調査しなかつた、こういうふうには実は私も考えておりましたので、福岡法務局におきましてこの事件の情報を入手いたしました。情報を私の方に送つて参つております。そこで私どもの方から、今までは情報収集がございましたが、人権侵害にかかわる点について調査するようにというところで指示をいたしまして、ただいま一貫調査中でございます。

○高田なほ子君 私も人権擁護局の活動というものについては、寡聞にしてよく存じませんが、甚開必しも人権擁護局がその使命のために万全の措置をとられたという高い評価がされておらないことをまことに私は遺憾に思ひます。これは機構の問題等もあるかもしれませんが、この際ももっとも人権擁護局がほんとうにその使命達成に何らかのこれを阻害する幾多の事情等であれば承わらしていただきたいと思います。これは決して擁護局の欠陥をこで指摘しようというのではないのであります。もつ

と活動しなければならぬ擁護局が、なかなか活動でき得ないという原因、それらのものを私は知りたいと思うのです。そうしてその使命がほんとうに達成できるように、こういう気持ちの上から、この問題を通してあなたに質問を申し上げているのです。どうぞ真意を了解されて御答弁願いたいと思います。

○政府委員(戸田正直君) 大へんありがたう御忠告をいただきましてありがとうございます。御承知のように国民の基本的人権の擁護の問題というものはきわめて重大な問題であります。人権擁護局としましてこの問題に對しましては誠心誠意全力をあげて仕事をいたしておりますが、ただ人権擁護局の仕事につきましても、機構、予算等からおのずから限界がございまして、機構、予算も大体御承知と思ひますが、きわめて貧弱であります。この貧弱な予算と機構でございますが、その範囲内において、できる限りの努力をいたして参つておる次第であります。

なお、もちろんそのような今の状態で万全であるとは決して考えておりません。今後機構、予算の面についてもできる限りの獲得をいたし、この国民の重大な人権の問題について、できる限りの努力をいたしたいと、かように考えております。幸いに今度の法務大臣も政務次官も、人権擁護につきましても非常に熱心でありまして、われわれも御指導を願つておりまして、この機構、予算等につきましても率直に申し上げると、大臣から、できるだけ力をかすから考えてもらいたいといううなことで実は言つていただいております。私としてもできる限りこれ

らの問題についても検討を加えまして、努力をいたしたいと、かように考えております。

○高田なほ子君 予算並びに機構等の問題については、だんだん承わつておりますが、福岡で感じたことは、ひがみではありませんが、やはり機構、予算の問題でありまして、問題は人による運営であります。従つて人権擁護に當る方は、情熱を持ってこれに對処し得る人がこの任に當らなければ、予算や機構が改革されたとしても、それでは十分ではないように考えられます。

なお、この板付基地の問題、人権じゅうりんの問題に對しては、今回の米当局による思想調査だけの問題ではありません。この前にも遺憾ながら婦人に対しての相當の弾圧が加えられたやに私は承知しております。この際における擁護局の活動についても若干非難があるやに聞き及んでおります。従つて人による運営という面においても十分に留意せられまして、情熱をもつてこれに對処されるよう、中央においてもこの面を一つ御留意賜わりたいというところを、強く念願するわけでございます。以上でございます。

○政府委員(松原一彦君) 御承知の通りに人権擁護局はほとんど存在は認められないほどの微々たるものであります。法務省の一隅に辛うじてあるという程度にすぎません。課であつた時代すらありませんので、ようやく局となつて、私どもはこれを最も重く見て、特に牧野法務大臣は、今回の行政整理にも小さい局に三つの課がある、その三つの課すらも縮小すると言つて叱咤しているような工合で、もつと

もつと強化しなければならぬということにつきましましては、かねて私どもは力説いたしてはいるのであります。不幸にしてまだ現状を脱し得ないのでございませう。どうか御支援をいただきます。日本の国民の人権がすみずみまで完全に擁護せられますように努力いたしたいと思ひますから、なおこの上の御支援を願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 きようは関係当局の方もお見えが少く、特に問題の焦点である調達庁の方からはお見えになつておりませんので問題を保留いたしましたのであります。

大村取容所のことについてお尋ねいたします。大村取容所に参りまして特に深く考えさせられましたことは、収容された婦女子並びに子供の問題でございました。その他の方々を差し置いて言うわけではございませんけれども、同じ母親という立場に立つても、見るせいでございませうか、強く感じられたので以下二、三の点について尋ねてみたいと思ひます。

婦人の方々はなぜこういう所に入られたかということについては、先ほども御報告申し上げたように、戦前からありました夫、その夫に一時別れて朝鮮に歸つた、その後夫のあとを慕つてやつて来てここに入つたけれども、私の夫はまじめに日ごと日ごとの生活を営んで、私の歸るのを待つておるといふ訴えがございました。その訴えられた御婦人の方々の気持を思い、この御婦人の方々が釈放せられて、国内において悪いことをするなどいうことは、露にも私には考えられない。もちろんこれは外交問題等が残つておるわけでありませうけれども、特にこれらの

人が声を低めて訴えられたことは、非常に私どもは恥かしく言えないのだけれども、婦人病的な疾患も多い、これはやはりこういう狭い所に入れられ、忍んでゐる、言ひなれば、忍苦の生活がこういう異状をも来たしておるのではないだらうかというやうなお話もございました。どうかせつかくこの妻や子の自分の手に歸るのを待つ善良な内地におる夫の方たちにも、またここにおる妻や子供の方たちにも、何とかして確実な身元引受人がある以上は、どうぞこれらの人たちが優先的にこの夫の手に歸られるやうなやうな方法が講じられないものか、こういう点について、当局としてはどういう方がめ方をしているのか、こういう点についてどうぞ御答弁をわすれまいと思ひます。

○政府委員(内田藤雄君) ただいまの御質問の一つは、そういう人々に在留許可を与えて日本におらせることはできないだらうかという御趣旨の点で、もう一つは、ある程度収容が長期化しておるといふ現実を見た場合に、許可にしないまでも家庭においての生活ができるやうな道を開く余地はないか、こういう大体二つの点が要点になっておるやに拝察いたしますので、第一段の方からお答へ申し上げます。

われわれ密入国の事件を多数取り扱つておりますと、ただいま御質問のやうに人情的と申しますか、あるいは人道的と申しますか、そういう角度から見ました場合には、非常に気の毒だ、あるいは何とかいたしたいと考えるケースが相当多いことは事実でございます。また現にわれわれといたしま

しても、ついでこの間まで、少くとも戦争の終るまで同じく日本国民であつた人々が、偶然の機会と申しますか、二つの国に分れて、そのために家族が別れ別れになつてしまつたというやうな場合の処理につきましては、ある程度はそういう人情的なものを顧慮して処置しておるのでございます。しかしながら、原則論をいたしましては、やはり韓国も独立国になり、おのおのが独立国としてやつていくということになりました以上、これは日本の法律はもちろんでございますが、国際慣行をいたしまして、日本に來る場合には成規の旅券を持ち、日本政府から認められたところの査証を持つて日本に來ていただきたい、この原則を曲げることはできないと考へております。そこでその原則が、ただ現実問題としていろいろ困難な事情にあるということでは、われわれも考へておりますので、先ほど申し上げましたやうに、その原則は原則としながら、その事情がいかにあつてもあるやうな場合には考慮いたしてあります。しかしただいま大村に現入つておられます人々を、ことに婦女子の場合、おそろくはこれは正確に事情を調べてみませんとわかりませんが、私の取り扱ひました大体のことから申し上げますと、ほとんどその大部分は現行犯として船の中、あるいは上陸いたしましたたんに逮捕されたやうな人々でございます。この現行犯の場合においても、背後にある事情が、これは確かにほかの場合と大差はないと思ひますが、現行犯のケースまでこれをただいま申しましたいろいろな事情を顧慮して、在留を許可するというやうなことになるかと、これ

は極端な言い方でございますが、何のためにいろいろ海上保安庁あるいは警察の方なども一生懸命になって密入国を防止しようとして努力しておられるのか、意味をなさなくなつて参るのでございます。また国際慣例といったしましても、現行犯で逮捕された者が許可されるといふような例は、各国を通じてほとんどないのではありません。そういう点から、われわれとしましては事情は事情として考慮いたしますが、やはりこういつた問題の処理の一つの線といたしまして、現行犯の場合にはこれは逮捕に付する、大体こういう線をくずさないようにいたしております。と申しますのは、この線までくずして参りますと、大体個々の事情を当て参りますと、気の毒だといふことが多いのでございまして、現行犯の場合までその事情によつて許可するのだといふことになりまして、ほとんど密入国の管理といふものの基本がくずれてしまふのではないかと、こう考へておりますので、いろいろ陳情などに参ります個々のケースを取り扱います方から見ると、いかにもわれわれのやつてゐることは不人情であるとか非人情であるといふふうにお考へになるかもしれないが、われわれこういう任務を振つておりますものといひましては、この一線はくずしたくない、こういう考へでおる次第でござい

ます。

それから第二の点の、この収容の長期化の問題でございますが、これは私も自身はなほ遺憾に思つております。ただわれわれの考へ方といたしましては、本来密入国の者を受け取らない、その送還を拒否するといふような

こと自体が、およそ国際常識に反した態度なんではないかと、こゝういふ韓国側の非常識的な態度に負けてしまつて、密入国でもほとんど実入上入つて来た日本におられるのだ、こゝういふ事態を作り上げて参りますことは、結局相手方の政略的な意図から出たおる措置に負けてしまつたことになり、またひいては密入国者の今入つておる人々だけの問題じゃなくて、将来日本という国は、入れば何とかなるのだといふような觀念が広まりまして、これは将来ほとんど密入国者を呼び寄せるような結果に終つてしまふ。で、これはごく常識的な問題でございまして、今日本が日本人自身の人口過剰に悩み、政府が相当な予算まで出して海外への移民を奨励しておるときに、外国人の密入国者に対しては非常なルーズな態度をとるといふことでは、これはもう国家の意思は分裂するとしが申せないわけでございます。そういう角度から見ましても、密入国で来た者はやはり帰されるべきであり、またその帰すといふことを確保するためには、収容といふこともやむを得ない。その長期化の主たる責任は、やはり相手方にある、こゝういふ考へ方で私どもとしては参らざるを得ないのであります。ただ實際問題としてこれは私どもも実は非常に頭を悩ましておるのでござい

ます。が、お説のようにあまり長期化したといふことは、はなはだ不愉快——われわれ自身にとつても不愉快な問題でございまして、また中の方にも非常にお気の毒でございまして、事情によりまして、その仮放免といふことと相当程度やつて参つております。この等から特に事情によりまして相当——

おそらく二百名をこしたと思ひますが、仮放免をいたしました。その基準は原則といたしましては自費で帰るといふことを原則といたしております。と、いま一つは病氣等の理由による場合に、その考へ方を少し甘くすると申します。か、多少せんをゆるめるといふようなことがおもな理由だと思ひますが、大体そういうことで二百名余りの仮放免をいたしました。今後その収容所の状況に應じて、また収容期間の長さ等も勘案いたしまして、そういうことは今後ともやつて参るつもりでござい

ます。

○高田なほ子君 まことに法は厳にしまして侵すべからずといふ、その原則については何れ私も異議を差しはさむものではないのです。けれども夫を尋ねて参つた妻がその夫の家に着いて、その夫がこれは法に反するから届け出をしなければならぬといふので届け出た、ところがたんに引つぱりに来て、連れて行つてしまつたといふ、そういう現状もあるわけなんです。これはまあ現行犯として取り扱ひになつてゐるのだと思ひますが、そういう本人の方から無断で来てはいけぬといふので届け出たものに対してまでも引つぱつていつて長く入れておくといふことについては、これはいかに法であらうとも人道的に見て考慮しなければならぬ問題ではないか、こゝういふ例はそうたくさんはないものかとも思ひますけれども、こゝういふ場合はどんなふうになつておりますか。

○政府委員(内田藤雄君) 密入国者がこちらに潜在して参りましたあとで自首したといふのでございまして、ならば、それは私先ほど申し上げました現

行犯のカテゴリーには入りません。しかし自首したから当然許可といふわけにももちろん参らないわけでございます。もちろん自首して出たといふような場合におきましては、いわゆる逃亡の危険と申しますか、そういう点の角度から見ました場合には、まあ事情のいい方に入ると思ひますが、ただ自首してきた以上は当然許可といふようなことになりまして、これまた実はわれわれの方の立場から申しますと相当問題なのでござい

ます。と申しますのは、最近密入国して参る者の数もまあごく大さうな話でございまして、朝鮮動乱の直後などに比べてますと漸次下つてきておると考へておりますが、しかし相当過去におきまして密入国をしてもぐつてしまつておる、そういうものの数はかなり大きいといわれは見ております。そこでこの問題はいろいろまあ考へなければならぬと思ひます。また現に相当そのいわゆる潜在の間に實際上家庭生活をしてゐるという、子供もできてしまつてゐるというやうな事情の場合には、それを考慮いたしますが、しかし自首して出れば密入国者でもみんな許可になるということになります。これは實際上一いゆる潜在で密入国しておきます数万人の者に結果的には在留許可を与えてしまふことにもなりますので、自首してきたから許可といふことはわれわれとしてはやれないのでござい

ます。ただ、今の高田委員のおつしやいましたやうなケースで、具体的にわれわれの方にお申し出がございまして、われわれの方で調査いたしました結果、これは仮放免してもいいケースではないかといふふうに認定

いたしました十分の理由があります場合には、先ほど申しましたやうな趣旨で仮放免も考慮いたしたいと考へる次第でござい

○高田なほ子君 續いてお尋ねをしたことは子供の教育の問題です。相当長期間あそこ収容されておりますが、子供たちは年ごとに育つていきます。なるほど密入国者の子供ではありましようけれども、私は子供には罪はないと思ひます。この子供に完全な教育施設をと、そこで私は言い切れませんが、子供たちでも、でき得べくんばあの中の子供のある程度の基礎教育といふものは、これは考慮されていいのではないかと、そうそう温情主義にはかり走つてはいられないではないかといふそれは反論があるかもしれませんが。けれども子供には私は国境はないと思ひます。そして子供には密入国の直接の責任はないと思ひます。ほんとうに世界の人類が、こゝうした意思を持たない子供たちのために、何とかして善意をもつてその成長を助けるということが、文明国人の任務として課せられた私は義務であるように考へるわけなんです。何うところによると、教育の問題等についても考慮される段階に至つておられないやうであります。現在の日韓交渉の状況から見ても、その収容がこゝう短期日に解決されるように私には考へられない、日一日と成長する子供たちのために何らかの措置が講ぜられないものか、特に私は教育家として長い体験をお持ちになつてゐる松原政務次官から本問題についての御所信、またかくあるべきという御意見、そういうものを伺わしていただきたいと思

のです。それから内田局長に御答弁していただきます。

○政府委員(松原一彦君) この朝鮮の諸君の密入国の大村収容所は実は私も見ておりまして、御同感でございます。

もう遺棄千、ああいことが長く続くというのにはまことに不思議なことでございます。先日まで同じ国民であつたものが戦争の結果かような絶縁状態になつておる。あれはもとと長く置くはずのものじゃないんです。即時に引き取つてもらふはずのものであります。そんなに長く置かれる理由もなし置くべきものでもございせんから、実はもうきようにも全部引き取つてもらふつもりであります。

それがどうしても解決しません。千数百人の人間がいつまでもあつてせまい所に監視つきでおるなどということはお互い様、まことに不愉快千万でございます。従つて子供などほんとうに行つて見てかわいそうでならないのでございますが、これは学校を作つていつまでも置くという性質のものでないために、そういう組織的な計画はしてありませんけれども、当路者に聞きますと、内部でそれぞれ救えられるというか、幼少年に対しては指導いたしておるといふことでございまして、せいぜいその便宜を助けてやるというなことにしまして、それよりも何よりも、まあ実は一日も早く朝鮮の諸君は朝鮮に帰つてもらひ、日本の御留者は日本に帰してもらひ、この二つをばほんとうに一日も早く実現するやうにということをお願いいたしまして、外務省ともたびたび折衝いたしておるやうな次第でございます。どうにか一つ皆様からもこの実現に

対して御援助いただきたいものでございます。

○政府委員(内田藤雄君) 全くこの子供の問題というのは実際われわれも一番頭の痛い問題なのでございます。ただ考え方の根本といたしましては、ただいま政務次官からもお話がございましたやうに、われわれとしましては、あ

いいう所に長期収容といふやうなことは、本来望んでもおりませんし、そういう前提の施設ではないわけでございまして、これが相手も通常の国際常識を持つた国であり、密入国くらいは当然引き取るというところでございせんから、大体一カ月に一回ぐらゐ送還船が運航させられますならば、ほとんどあらゆる問題は実は解消してしまふわけなのでございます。ただ実情はそれがそう参らないために長引いておりますが、われわれといたしましては、もう何とか解決するだろう、もう解決するだろうといふやうなことで、つゝ延び延びになつておりました、そういうほんとうにどうも長期に収容していくのだなんていうことは、少くとも将来に對してわれわれはいつも考えないといふことで今まで参つておつたのであります。しかし、實際上内部におきましてこれはその密入国者の中に適當な人がおりましたやうな場合には、なかなかうまくワークしておつたやうでありませんが、ある先生ができました、子供たちが毎日のやうに学校へ行つたと同じやうな形で教育が行われておつた時代がございまして、ところがその先生であつた人が先般放免になつてしまひまして、先生がいなくなつたために一時だけえておつたやうでございますが、最近ま

た、前ほどよくではないかも知れませんが、ぼろぼろそういうことも行われておるやうな報告も受けております。

われわれの方といたしましては、教科書といふやうなものは韓国語のものはございせんので、これは日本政府で支給いたすといふことはできないのでございまして、黒板とか、クレヨンとか、あるいはノートといふやうなものは、われわれの方でもこれを配付してやつておりますし、また教科書などにつきまして、朝鮮居留民の、朝鮮人の人から差し入れがありましたやうな場合には、これをむろん差し入れを認めまして、そういう教育の便宜に供してゐる次第でございます。ただこの点一言付言させていただきますと存じますのは、この教育の問題につきまして、割合に北朝鮮系と申しますか、総連合の方は割合に熱心なのでございまして、韓国系の方はあまり熱意がなしいというか、少くとも今までのところそういう積極的な態度がないのでございまして、ところが総連合系の教科書といふことになりまして、何か思想的なおいが強いものでございまして、これを一般に配付するといふやうなことをいたしますと、今度は南朝鮮側と申しますか、韓国側から、日本はそういう北朝鮮系の宣伝思想工作に協力するのだからといふやうな非難を受けることにもなりますので、この教科書の差し入れにつきましては、これはわれわれとしましては、痛しかゆしと申しますか、ちよつと処置に困つておるやうな点もございまして、これを付言させていただきます。

をおつしやるので、これはどうもお取り消しを願つておいた方がいゝのじゃないかと思ひますが、いやしくも外国に向つて相手方が健全なる外交常識を持たないといふお言葉は、一つお取り消しを願ひたいと思ひます。少くともわれわれ法務委員会において、そういうお言葉を聞き流すわけにはいかない、どうか一つお取り消しを願ひたい。どの国をお指しになつてそういうことをおつしやつたかわかりませんが、先ほどもういふやうなことをおつしやり、今もまた重ねてそういうことをおつしやつた。

○政府委員(内田藤雄君) 私は密入国を引き取らないといふことは常識に反するといふ意味で申したのでありますが、その言葉が行き過ぎでございまして、喜んで取り消します。

○羽仁五郎君 今政務次官からも御説明がありましたやうに、本問題は出入国管理に關して起つておる問題ではない、外交上の問題です。ですから、管理局長が御所管以外の点について批判的な判断をせられるといふことは、私はやめていただきたいと思ひます。それは外交上有害です、極めて……。そういうことをおつしやるから、相手からもう日本に對する非難といふものをなさつて、永久に解決しない。それで今高田委員から切々訴えられるやうな子供たちにもまだ悲しい思いをさせておるといふことになつちやうですから、これはあなたの御職務を円滑に御遂行なさる上からも、どうかそういう態度は一つやめていただきたいと思ひます。それから先ほどからおつしやつておりますが、要するにこの出入国管理令といふものは朝鮮の方に対しては

ワークしないのです。この法律が動かない。あなたもまさか動かない法律を無理に動かすのが官吏の職務だと思ひ考へになつていらつしやらないと思ひます。出入国管理法といふものが朝鮮の方々に關する限りスムーズに運営されるのができないといふことは、あ

すに千何百人の方々が非常に長期にわたつて押し込められて、そのために人情、教育その他がごとく踏み明してゐるのです。それにもかかわらず、無理にでも何とかワークしない法規でも何とかワークさしていけば、その結果はどういふやうな非惨な結果が現われてもそれはおれの知つたことではないと言われぬのが、管理局長ともある高い地位にあるあなたのお考へとも伺えないのです。ですから、その点については、どうもこの法律はスムーズに運営されたいのではないかと、御意見を立てたいと云ふことは、非常に期待にたえないところなんです。今差しあたつての問題は、外交上の問題が、あるいはお名前には差し控えますが、どなたの御発言であるとか何とか、あるいは最近のイギリスの新聞などを見ても、日本はやはり数十年前のボーマス条約時代の考へが抜けなからしいといふことを批判されております。そのやうなことはまだ失敬な批判を受けるの國に對して別に……、それぞれ私は國家は自分の國家を見ておればよいので、他の國家に對して批判がましいので、他の國家に對して批判がましいので、どうか本問題が外交的にスムーズに解決せられ、従つて局長の所管の事務が円滑に進行せられることを希望

た、この間まで日本人であつた仲間が、今あいつうふうにして引き離されようとしているのでありますから、一日も早く解決して、おのおのその所を得ることが……。実は森下政務次官がきのう帰つてきたはずで、まだ会いませんが、現地を見に行つております。私にも一緒に行こうというのを誘われましたが、どうしても今御承知のように法務大臣が病気でございまして、私一緒に行けませんでしたが、それはお互い、何とか努力してあれを解決しようじゃないかということ、で、外務省の方でも真剣に言つております。私も好んで少しもあいつうふうなことをやつておるわけではございません。小さい子供までもいつまでもあつておきたいのでございまして、が、というて、引き取つてくれない。これはまあ外交の正常化がまだ行われないところから参つておりますので、その方面では精一ぱい外務省の方に理解も求め、手段も尽してもらいたいと思ふ。森下君が行つてきましたのも、実はそういうところからだろうと思つておるのでございまして。

高田さんも御承知の通りに朝鮮の学童の諸君の教育は、私どもの手は出されな。東京でも御承知の通りに十ばかりの学校ができましたけれども、日本人の教員が日本語の教育及び日本の教科書をもつてする教育は希望しないのであります。費用は要求します。けれども、教科書その他言葉等も朝鮮の諸君自身にまかしてこれというものが熱望で、ついにたまたま御承知のように日本の学校から分離したいと言つておる。あの諸君には決して無理とは思いません。祖国の言葉で祖国の教育を

せられることを、何もあの中でありますから拒否しはしませんから、ただいま内田局長に聞かされても百人以上の学童がおるそうでございまして、私もあるべく早く見て、教科書は日本にありませんけれども、ノートとかその他のものの差し入れ等についてはぜひ努力をいたしたいと思ひますが、何よりも急務は、どうか両国の国交が回復して、そうして自由に往復できるように、おりたい者は帰される時期の一日も早くきますることをば熱望するものでございまして。

○政府委員(内田藤雄君) ただいまの年令構成、ちよつと申し上げますと、十四才以下、これは赤坂坊まで入りますので、学令が何名かということとははつきり申し上げられるのでございまして、十四才以下が二百三十三ということになっております。

それから一言私からも申し上げたいのですが、高田委員から今も申されまして、非常に無理な注文かもしれないがと申されましたが、実は私も決して御無理な注文とは考えておりません。私も自身が内部におきまして大村取容所に参りました際、あるいはこちらに責任者が参りました際に、中央としていつでも注文をつけておりますことは、全くたまたま高田委員の申しましたことと同じようなことを申しております。どうかかわれわれとしては、決していことをやらなければならぬだけに、無理に帰されるような人に、できるならばこつこつというやな生活をさせられていくにもかかわらず、なお日本に對して一片の愛情を持つて帰るようによつてもらいたい。その点はもうくれ

ぐれも常に取容所に關係しておる人々に申しておることでございまして、われわれ自身も言葉のようにやつて参りたいと念願いたしておる次第でございまして。

(理事井上清一君退席、委員長着席)

○委員長(高田なほ子君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(高田なほ子君) 速記をつけ下さい。

それじゃ別に御発言がなければ、委員会はこれをもつて散会いたします。

午後五時九分散会

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「百八十円」を「二百三十円」に、「五百四十円」を「七百四十円」に、「九百四十円」を「千二百二十円」に、「七百五十円」を「九百八十円」に改める。

第四条第四項中「九十円」を「百二十円」に、「二百十円」を「二百七十円」に、「九百四十円」を「千二百二十円」に、「七百五十円」を「九百八十円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して十五日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、人権擁護事業予算増額に関する請願(第八四四号)

第八四四号 昭和三十一年三月六日受理

人権擁護事業予算増額に関する請願 請願者 京都市中京区竹屋町通柳馬場東入ル京都府人権擁護委員会内 梅林明

紹介議員 竹中 勝男君

人権擁護委員は、憲法の保障する国民の基本的人権を擁護することを使命として日夜その重責の完遂に腐心しているが、この職務遂行のために配布されている政府予算が僅少のため十分の成果を挙げ得ない実状にあるから、すみやかに本予算の増額措置を講ぜられたことの請願。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のため)の付託は三月十四日)